

答弁書第一六号

内閣参質七一第一六号

昭和四十八年八月二十一日

内閣総理大臣 田 中 角 榮

参議院議長 河 野 謙 三 殿

参議院議員峯山昭範君提出中小企業の海外投資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員峯山昭範君提出中小企業の海外投資に関する質問に対する答弁書

一、について

- 1 国別、年次別の中小企業海外投資件数及び金額実績については、別表一のとおりである。
- 2 業種別、年次別の中小企業海外投資件数及び金額実績については、別表二のとおりである。
- 3 進出年次別の中小企業海外投資の収益状況については、別表三のとおりである。
- 4 わが国企業の海外投資は、最近、急速に増加してきているが、海外進出した企業でその企業行動が非難された事例は極めて少なく、次の事例程度である。

事例①

タイにおいて、昨年十一月、日本商品不買運動が発生しており、わが国企業に対し、①受入国の必要に応じた投資を行うこと、②受入国に資本参加の機会を与えること、③再投資を促進すること、④受入国人を登用することが要請された例。

事例②

本年三月、シンガポールの中小商社五〇〇社が加盟している六つの商業組合がシンガポール政府に対し、①日本企業は、当初シンガポール輸入商を代理店として活用するが、後にこれを解約したりして、その権益をおかしていること、②日本商社は小口入札まで割りこんで、シンガポールの中

小企業に競争をいどんでいること、④日本商社は、通貨変動によつて生じた為替差損を、シンガポール輸入商に一方的になすりつけている旨の決議文が送付された例。

なお、御指摘のメナム川汚染の問題は、現在現地政府において真偽を調査中の模様である。

二、について

発展途上国は、工業化への重要な柱として中小企業業種に属する労働集約的産業の育成に努めており、この分野における協力要請は、近年一段と高まりをみせている。

かかる発展途上国からの要請に応え、わが国中小企業の海外投資の円滑化を図るためには、情報の収集提供、経営・技術の指導、資金的助成等の措置を総合的に講じ得るよう施策を確立することが必要であるので、昭和四十八年度から新たに政府資金をもつて財団法人海外貿易開発協会を通ずる中小企業海外投資協力事業を開始することとしたところである。

今後とも本事業については、実施機関の整備拡充の問題を含め、事業内容の一層の充実について積極的に検討してまいりたい。

三、について

最近発展途上国のナショナルリズムは急速な高まりをみせており、わが国企業が発展途上地域に進出するに当たっては、相手国との摩擦を引き起こすことがないよう十分配慮する必要がある。

海外貿易開発協会が行う中小企業海外投資協力事業も、発展途上国における中小企業業種の産業の育

成発展を目的として、発展途上国側の経済的社会的事情に十分適合した形でわが国中小企業の海外投資を円滑に進めようとするものである。

今後発展途上国に対する海外投資は、投資先国との協調融和のもとに進められることが何よりも肝要であり、中小企業海外投資協力事業における融資のための諸条件は、発展途上国に対する望ましい投資行動の確保という観点からすれば、決して厳しいものではないと考える。

また、「ドル対策法」の対象業種の一部に見られるように、国内産業構造の高度化、合理的国際分業への移行等の観点から海外進出が必要とされる業種については、政府系金融機関等による助成制度の充実等を通じ、その一層の円滑化に努めてまいりたい。

四、について

(1) 中小企業の海外投資のあり方については、昨年八月の中小企業政策審議会の意見具申「七〇年代の中小企業のあり方と中小企業政策の方向について」の中で、

① わが国中小企業は、円切り上げに象徴される国際経済環境の変化に対処して、国際分業に適應する生産構造へのシフトを図りつつ、事業活動の場を広く海外にも求めていくべきこと

② その際の海外投資は、投資先国の経済発展段階に見合った秩序あるものであり、投資受入国の経済発展に寄与する効果を持つものであるべきこと

という方向が与えられている。

(2) 政府としては、この意見具申の基本方向に沿いつつ、その具体策を検討しているところであるが、当面は、

- ④ 海外貿易開発協会に本年度から創設された中小企業海外投資協力事業の拡充
- ⑤ 政府系金融機関による中小企業の海外投資に対する助成の拡充
- ⑥ 日本商工会議所、JETRO等を通ずる中小企業への海外情報提供事業の拡充などにより、中小企業の海外投資における障害を解消するとともに、投資受入国の経済発展に寄与するよう指導してまいりたい。

〔別表 一〕

(金額は、単位千ドル)

地域別 年度	昭和 四〇年度		四一年度		四二年度		四三年度		四四年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
韓 国									二、七三三	一〇
香 港	四四	二	六三	三	二一〇	一			三、二二一	六
台 湾	四〇	二	五二四	二〇	一、五〇〇	三三	三、三三三	四四	五、一三〇	四三
沖 縄					五二	二			二、六	六
その他 アジア	四八	四	九六	四	六九	五	三、九	五	一、三三三	一三
米 州 (中南米 を含む)	七〇一	四					一〇	一	二、九五	四
ツヨ パ ー ロ							一八	一		
中 近 東			五〇	一						
アフリ カ	四〇二	三					一八	一	一、三八	二
オセア ニア					九九	二	二二	二	二一〇	一
計	一、六〇四	一五	七三三	二八	二、五四〇	四三	四、六〇〇	五五	一〇、九五三	八三

四五年度		四六年度		四七年度 (四)		四七年度 (四)		四七年度 (四)		四七年度 (四)	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
三、五三	四二	七、八四	四	一四、二五五	七	三、四三	二	一、八三七	二	一、八三七	二
六三	三	五〇	二	三七二	七	一、八三七	二	一、八三七	二	一、八三七	二
三、一四	一九	八四〇	七	一、八三七	二	一、八三七	二	一、八三七	二	一、八三七	二
一四八	二	一	一	一、八三七	二	一、八三七	二	一、八三七	二	一、八三七	二
三、一〇六	一八	一、四九七	一五	三、四三	二	一、四九七	一五	三、四三	二	一、四九七	一五
六〇七	五	一、三五九	一〇	二、八四七	二	一、三五九	一〇	二、八四七	二	一、三五九	一〇
				一五	一			一五	一		
三三	一										
		八九	一	一	一	八九	一	一	一	八九	一
		二、二四	二	一	一	二、二四	二	一	一	二、二四	二
一〇、七三	八九	一三、一四	八二	三、七五二	三五	一三、一四	八二	三、七五二	三五	一三、一四	八二

資料は通商産業省調べ。

(注) 一、現地法人が製造業であるものの新規案件のみを対象としている。

二、中小企業は、資本金五千万円以下(商業・サービス業では、資本金一千万円以下)の法人および個人とし、件数には大企業との共同投資を含む。

〔別表 二〕

(金額は、単位千ドル)

年度	業種	昭和 四六年度		四七年度 (四) (一二月)	
		金額	件数	金額	件数
	食料	三七七	六	四三	二
	繊維	二、〇八三	八	七六九	一四
	木 パ ル 材	二、二五〇	二	一、二〇七	二
	化学	一、七〇六	五	七四	八
	鉄、 非 鉄金 属加 工	五九	二	三、四七三	一三
	機械	五四四	五	三、二四三	二
	電機	一、六四四	二	八、六〇二	三
	輸 送 機 械	〇	〇	三三〇	二
	その他	四、〇五二	四三	三、八九二	四
	合計	一三、一八四	八三	二一、七五二	一三五

資料は通商産業省調べ。

(注) 一、前表の(注) 一、二に同じ。

二、業種は、現地の製造業の業種を示す。

〔別表 三〕

(単位：企業数の比率)

進出時期	売上高 純利益率			
	赤	字	〇～５％未満	５％以上
四四年以前(一〇〇)		二〇	五二	二八
四五年以降(一〇〇)		三二	五一	一六
計 (一〇〇)		二七	五一	二二

資料は通商産業省「わが国企業の海外事業活動調査」四七年一二月

(注) 一、中小企業は、資本金五千万円以下または従業員三百人以下（商業・サービス業では資本金一千万円以下または従業員五十人以下）の法人および個人とした。

二、現地法人の収益状況を示したものである。